幼児教育・保育の無償化

●無償化の対象となるのは

☎保育の必要性、保育所等の保育料…保育入所課0798-35-3160 ☎保育所等の保育料以外…保育幼稚園支援課0798-35-3043

令和元年(2019年)10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3~5歳児の子供の幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料が無償化されています。(給食費、教材費、通園バス代などは無償化の対象外となりますので、別途お支払いが必要になる場合があります。詳しくは利用する施設等にお問い合わせください。)

無償化の対象については、世帯の状況、利用する施設・事業、子供の年齢によって異なります。 下記フローチャートでご確認ください。

保育の必要性はありますか?

保護者が働いている、病気などで 昼間、家庭で保育できない状態

はい

現在、通っている施設や利用している事業は?

いいえ

現在、通っている施設は?

認定こども園(幼稚園として利用)/ 新制度に移行した私立・公立幼稚園

新制度に移行していない私立幼稚園/ 国立大学附属幼稚園

上記以外

満3~5歳児…保育料が無償

満3~5歳児…保育料が月額 25,700円(国立大学附属幼稚 園は8,700円)まで無償 ★

無償化の対象となりません

保育所/地域型保育事業/認定こども園(保育所として利用)

認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)/一時預かり事業/ 病児保育事業/ファミリー・サポート・センター事業 0~2歳児…住民税非課税世帯のみ保育料が無償 3~5歳児…保育料が無償

0~2歳児···住民税非課税世帯のみ利用料が 月額合計42,000円まで無償 3~5歳児···利用料が月額合計37,000円まで無償

保育を

利用

*

認定こども園(幼稚園として利用)/ 新制度に移行した私立·公立幼稚園

新制度に移行していない私立幼稚園/ 国立大学附属幼稚園

上記以外

満3~5歳児…保育料が無償

満3~5歳児…保育料が月額 25,700円(国立大学附属幼 稚園は8,700円)まで無償★

無償化の対象となりません

満3歳児…住民税非課税世帯のみ 預かり保育の利用料が月額16,300円 預かりまで無償 ★○

3~5歳児…預かり保育の利用料が 月額11,300円まで無償 ★◎

※利用料と「利用日数×450円」を比較して 低い金額が対象となります。

※通園する園が預かり保育を実施していない場合などについては、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる場合があります。

★ 事前に認定を受ける必要があります。

○ 一度保育料や利用料を施設等に支払った後に、市に請求する必要があります。

無償化の対象となる施設、認定手続きや請求手続きは市のホームページ(ページ番号43721896)でご確認ください。



